

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病 10月号

(通巻第114号)

関西労働者安全センター 1983.10.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 (平550) 郵便振替口座 大阪6-315742 100円



●秋期総学習運動を成功させよう!	1
●焦点 職場復帰援護金制度	3
●目でみる労災職業病	6
●公務災害(5)	7
●前線から(ニュース)	9
●第2回全国フィールド合宿を終えて	17

秋期総學習運動を成功させよう！

安全センターでは、第二回運営協議会において秋期総學習運動を行なうことに決定しました。毎年権利闘争として秋闇が闘かわれていますが、労働者の生命と健康を守る闘いも秋闇のとりくみの一つとして推進していこうということで計画しました。

安全センターは労災職業病闘争講座を始めとして、総評南大阪地区評主催の労災學習会への協力など、日常的に學習運動にとりこんでいますが、これらは、場所的、時間的制約などがあり、すべての会員団体が参加することは非常に困難です。したがって、各職場、地域で小さな単位でも結構ですから、企画をして下されば、準備から講師の派遣まで全て協力します。役員、事務局員一丸となつて

學習運動の成功のため努力していきますので、会員団体の皆さんの御協力をよろしくお願ひ致します。

具体的な内容としては次の三つを考えています。

(1) 地域學習会の開催

既に全金生野、東成ブロックでは、九月七日～九月二〇日にかけ、三にわたり地域學習会を開催し、延一二〇名の組合員が参加しました。

また、全金西ブロックでも十月中旬に地域學習会を計画しています。

このように、ブロックなど地域単位での學習会を企画していただければ、内容等も含め協力していくます。

(2) 職場単位の學習会の開催

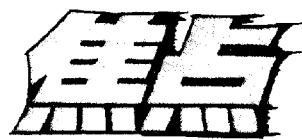
単産・単組等職場単位で學習会を企画して下されば、たとえ小規模であつても（五人以上）協力します。なお職場で関心のあるテーマ等もあるかと思いますが、安全センターでは別表のようなプログラムの學習会を行なうことができまます。この中から選んでいただいてもけつこうですし、また職場に密着した課題があれば相談に応じます。

(3) 講演会の開催

秋期學習運動のしめくくりとして、十一月中旬頃に講演会を行ないます。時間、場所等を別途お知らせ致しますので是非とも御参加をお願い致します。

職場学習会 テーマと内容（例）

チ　　マ	内　　容
腰痛症(スライド付)	ギックリ腰ばかりでなく、慢性的な疲労による腰痛症が増えて います。腰痛の原因は何か。治療と予防はどうすればよいか等。
頭頸腕障害(スライド付)	頭頸腕障害はキーパンチャー病といわれていますが、フォークリフト運転手、コンバア作業、事務作業でも発生しています。原因と予防対策等。
循環器病(スライド付)	職場中、心不全等の循環器に関する病気が増えており、その 原因も職場でのストレスが多いといわれています。循環器病 とは何かまた予防は。
じん肺症(スライド付)	工場や倉庫作業等粉じんの多い職場では、じん肺症にかかる おそれがあります。じん肺症とはどんな病気か、その予防法は、 仕事によるストレスなどでおこるノイローゼ神経症、労働との 関係で精神神経障害の問題を考えたいと思います。
精神神経障害	
振動障害	職場では様々な振動工具が使われていると思いますが、長年 使うことにより振動障害をおこすおそれがあります。それら の予防、改善等。
農薬中毒(重金属、溶剤等)	有機溶剤や化学物質を取り扱う職場は多いと思いますが、そ れがどんなものであり、どんな危険があるのか知らないこと が多いと思います。
職場点検のための安全衛生法規	安全衛生法等、職場点検のために必要な法律の解説と活用の 仕方について。
労災認定の基礎知識	
通勤災害の基礎知識	
健康診断	一般健診や特殊健診にどうとりくむか。
作業環境測定	
日常生活の安全衛生活動	企業側は自分の都會よい標語やK Y T(危険予知運動) などに よって安全問題で労働者管理を進めようとしています。これ に対して我々はどう運動するか。
労災協約	上級補償に限らず、リハビリ、解雇などの権利確保をどうす るか。
この痛みを知れ(8ミリ映画) 50分	全林野労組の振動病に対する闘いの記録
労働組合の闘いの報告	労災職業病問題にとりくんでいる労働組合（安全センター役 員中心に）
轟された原発被ばく (スライド) 30分	原発被ばく裁判・岩佐訴訟の記録
慰哭の詩(8ミリ映画) 50分	植田マンガン訴訟の記録



職業復帰援護金制度 出される

者の打切りを行なつた。

はじめて
はじめに
去る七月二十五日、長期療養者職業復帰援護金の支給について（基発第三五八号）の通達が出された。労働省が、職場復帰に関する通達を出したのは、七三年の「頭頸部外傷症候群等の労働災害被災者に対する特別対策について」——いわゆる五九三通達以来、十年ぶりのことである。

この十年間、五九三通達に基づいて職場復帰に努力してきた被災者は数多くいたが、この通達は法的強制力のない指導通達であるため、企業の厚い壁にはまれば、ほとんど功を

奏していないのが実情である。更には、五九三通達は、原職復帰する被災者のみを対象にしており、解雇されたり、退職した者、また日雇労働者の職業復帰については全く対象外として放置されていた。労働省はその後、何らの対策を講ずるどころか、長期療養者に対する症状固定、補償打ち切りの攻撃を次々とかけてきた。

七六年には、傷病補償年金制度を新設することにより、長期療養者に関することが先決であると常に訴えてきた。しかし、労働省はそのような対策を一切講ずることなく、被災者の補償を権力的に打ち切ることによつて、長期療養者の増加に対処してきたのがこの十年間の経過である。

針きゅう治療の制限問題が、総評本部を中心に全国的な反対運動が闘かわれる中で、八二年になつてはじ

めで職業復帰をしていくための道が閉ざされていることに大きな問題があるということであった。労災保険法の第一条の目的には、「労働者災害補償保険は……業務上の事由ま

たは通勤により負傷し、または疾病にかかった労働者の社会復帰の促進……」とあり、法的強制力も含めた、職業復帰対策を労働省が講ずることが先決であると常に訴えてきた。しかし、労働省はそのような対

策を一切講ずることなく、被災者の補償を権力的に打ち切ることによつて、長期療養者の増加に対処してきたのがこの十年間の経過である。

めて、労働省が職業復帰に関する施策を検討するという見解が出された。これは、同年にILOが「身障者の職業更生（職業リハビリ職場復帰）に関する勧告」を採択したという国際的な背景も手伝って、労働省としても何らかの対策を講ずる必要性に迫られたものと考えられる。

そして、出された政策が冒頭に述べた基発第三五八号である。この通達は、端的にいって、労働省が十年ぶりに職場復帰に関する政策を出したという点のみでは評価できるものの、それ以外は、我々や被災労働者の希望するものとは、あまりにもかけはなれたものである。

それはともかく、基発第三五八号の解説と、その問題点、更には我々が望む職業復帰のあり方について考えてみたいと思う。

基発三五八号通達と

その問題点

通達の表題にある通り、この制度は、労災被災者を雇う事業主に対する援助金制度である。制度の概要是次の通りである。

一、対象労働者

頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群、腰痛、振動障害のため労災保険による療養補償給付または療養給付を受けながら一年以上休業した後、今後六ヶ月以内に治ゆることが見込まれるような者

二、対象事業主

一のような労働者を再び職場で就労させるか、新たに常用労働者として雇い入れて、他の労働者と変わらない賃金を支払っている事業主

三、援護金の種類と内容

援護金には次の二種類があり、支給期間はいずれも六ヶ月間

○長期療養者就労援護金

一ヶ月に被災労働者に実際に支払われた賃金の四分の一を支給（最高額五万円、ただし中小企業は三分の一で最高額は六万円）

○長期療養者職種転換訓練援護金
以前の職種以外に転換するための訓練を実施するときは、一ヶ月につき最高一・八万円を支給する

以上が、制度の概略であるが、この制度の根本的な問題は事業主を対象にした援助制度ということである。原職復帰する労働者にとっては、先に述べた五九三通達があり、建前としてはこれによって賃金の補償、リハビリ就労の保障が行政の指導に基づいて行なわれることになつている。ところが、今回の援護金制度は、金銭補償のみで他に何もない。従つて原職復帰する労働者が、五九三通達より後退している本制度を活用することはまず考えられない。それでは原職のない労働者にとつてはどうか。援護金制度は、被災者を原職以外の職種または新しく雇い入れる事業主をも対象にしており、その意味ではいる。しかし、事業主が被災労働者を雇い他の労働者と同じ賃金を支払

わないので、援護金制度の受給を申請することはできない。健全な労働者でも大量に失業している状況の中で、わざわざ被災労働者を雇う事業主がいるだろうか。援護金の申請権が被災労働者にあるならともかく、事業主を対象にしている限りは、この制度の活用は非常に望み薄といわざるをえない。今述べたことは、頭のいい労働省の役人が、ちょっとと考えればわかりそうなものだが、労働省としたらこの制度は、総評や被災者団体に対するアリバイ的なもので、実功があがらなくてもよいと考えているのかかもしれない。通達から二ヶ月以上も経つた現在でも、現場の監督署には援護金制度を知らせるリーフレットが一枚もおりていないのは、何を物語っているのだろうか。

その他、就労した被災労働者の解雇制限、リハビリ就労などが全く制度の中にとり入れられていないなど問題点をあげればきりがないが、ここでは省略する。

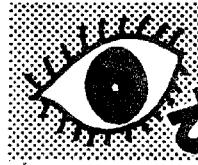
今後の課題として

ただ、被災労働者の立場からこの制度を活用していく方法が全くないわけではない。被災者団体や関係行政等が被災者の雇用を実現できるような協議体をつくり、その中で、この制度を活用していくというやり方がある。林業の振動障害について是一年前（五七年八月）によく似たような援護金制度がつくられているが、その中では、労働行政、自治体、事業主団体、営林局その他関係団体等で協議体をつくり、振動病患者の雇用開発、職業紹介等を促進していくことが明文化されている。実態としては、対策はつけ焼刃的でない、味では、対策はつけ焼刃的でない、前記の三つを含む総合的な立場にたって一つひとつ対策を位置づけていかなくてはならないだろうと思われる。そしてその柱として、企業の労災責任、復帰過程における被災労働者の権利の確保を中心にしていく必要があるだろう。

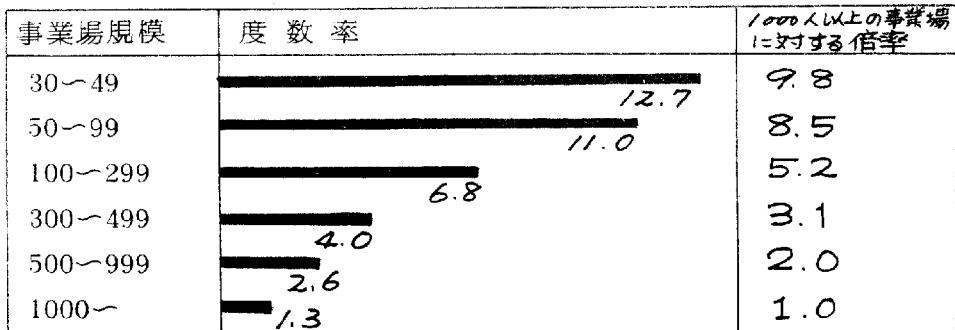
職場復帰対策は、医療リハビリ－リハビリ－社会リハビリといふことの活用は可能ではないかと思われる。被災労働者の望む職場復帰対策を実現していく布石として考えることができれば、活用していく道もあるだろう。

以上述べてきたように、十年ぶり

に出された労働省の職場復帰対策は全くお粗末なものである。労働行政に期待する限りは、今後もアリバイ的で、断片的な対策しか望めないだろ。



てみる労災業店



製造業における事業場規模別度数率（昭和51年）

まず用語から説明すると、度数率というのは「一〇〇万延労働時間当たりの労働災害による死傷者数をもつて表わしたもの」で、度数率＝労働災害による死傷者数／延労働時間数×一〇〇万で表わされた数字です。わかりやすくいと「労働災害の発生ひん度」を意味します。

上の図を見てまず気がつくことは、三〇～四九人の従業員規模の事業場の労災発生ひん度が一〇〇〇人以上の事業所の一〇倍近くもあることです。しかも、規模が小さくなればなるほど、発生ひん度が高くなるという傾向がはつきりでていることです。

この理由として、一つは中小零細企業では、製品のコストを低くおさえるために、安全に金をかけることができないこと、二つには、大企業では労働災害の多い部門を切り離して下請に回しているからだと説明されています。

確かにこの説明は現状をいいあてているとは思いますが、それにしても一〇倍近くも違うことには何ともやり切れない気持が残ります。しか

め、進行する不況下で、賃金と同様にこの倍率は年々高くなっていく傾向があるといわれており、「中小零細企業だから安全には金がかけられない」とか、「仕事にケガはつきものだ」といったあきらめの気持ちだけではすまされない問題ではないでしょうか。

安全センターに結集する労働組合の中では、五年前には、労災多発事業所であつたところが、労働組合が主体的にとりくむことによつて改善されてきた例が多くあります。中小零細企業においては、今こそ労働組合が主体的に安全問題、労働者の生命と健康を守る闘いに立ちあがるべき時ではないでしょうか。

大阪市職民生局支部

自主健診の実施を決定

九月中旬、大阪市職民生局支部は支部組合員である保母約一七〇〇名について、労組としての自主健診を南労会松浦診療所との協力で実施することを決めた。このことによつて同支部における頸肩腕、腰痛を中心とした職業病闘争は新たな段階に入ることになり、安全センターとしても全面的な協力体制をとることを既に決めている。

これまでの
経過

大阪市職の保母の頸肩腕障害・腰痛問題が顕在化したのは昭和四八年十二月、当時西嘉連保育所に勤務していた丁さんが、公務災害申請を公災基金大阪市支部に行なつたときであり、その後それまで潜伏化していた保母の健康破壊がケイワン、腰痛というように職業病として意識されてきたといえる。この問題と並行し

て支部においてもとりくみが始まり、支部婦人部が五〇年に実施した健康調査でも一一〇名が肩こり頸肩腕の症状を訴えた。これに対し市当局は、同年三次にわたる調査を実施し、当時一七四七名の対象者のうち四〇名のみが問題であるとした上で「はじめんは気のもち方で治る」「精神安定剤でも飲めばよい」という極めて非科学的な対応を行ない、しかも第三次の精密検診は結局結果の公表はないままに終り、大阪市にはこのような職業病問題は基本的にはないとされたのである。しかし支部はとりくみを強め、七六年には被災者の時間内通院制度をかちとつた。内容は「医師が通院の必要性を認めたものについて週三回、一回三時間以内」というもので、費用も本人負担という制限は大きいものの具体的な対策としての前進がみられた。また同年十一月には、先の丁保母が大阪市で初めて公災認定されるなど（不服審査の段階）とりくみの成果が実り始

めた。そして、徐々に時間内通院制

なつたのである。

が定着し始ることにより、五五年
時には約一〇〇名がこれを利用する
に至っている。

しかし、行革問題の影響からも職
場の人員増は進まず、また、時間内

通院に伴う空白への代替がないこと
もあり、この制度は現在極めて困難
な局面にあるといえる。つまり、時
間内通院が年々減少し、現在では三
〇人を割るという状況がある一方、
支部が八二年七月に実施した時間外

通院実態調査では頸腕、腰痛のみで
約一五〇名以上が勤務時間外で通院
しているという実態が明らかとなっ
ているのである（しかもこの時点で
回収率は五〇%であった）。一方、
当局側は五六六年より第二回目の健康
調査を実施した。支部も前回調査の

総括の中から「組合推薦の医療機関
による健診」を要求したものの実現
せず、結果として、一六四五名の受
診者に対し、頸腕、腰痛で治療を要
するものはゼロという極端なものと
されたのである。

この内容とその結果から判断すれば、
その方がベターとの判断が行なわれ
実施が決ったものである。日程は左
記のように十一月中旬～十二月中旬
と極めてハードなものであり、対象
は全分会で学習会

「そして健診へ」

これらの状況の中で、支部は職業
病闘争へのとりくみを再強化するこ
とを決定し、また安全センター、南
労会松浦診療所もとりくみへの協力
を決め、昨年末より今年二月にかけ
全分会において頸肩腕障害の学習会
を支部と共に行ない、教宣パンフの
発行も行なってきた経過がある。そ
して、現在の局面を大きく打開し、
運動の前進をかちとるためにには、ど
うしても組合主導の健診が必要であ
ること、そしてその結果をベースと
して総合的な対策、方針の確立が急
務であることについて意見が一致し
たものである。今回の健診は、支部
財政および受診者よりの負担におい
て行なうという文字通りの自主健診
形式となるが、これまでの当局健診

日 程
① / / 月 / 3 日 (日)
② / / 月 / 7 日 (木)
③ / / 月 23 日 (水・祝日)
④ / / 月 27 日 (日)
⑤ / 2 月 1 日 (木)
⑥ / 2 月 4 日 (日)
⑦ / 2 月 8 日 (木)
※ / 2 月 11 日 (日) 予備日程
⑧ / 2 月 5 日 (木)

前線から

・大阪国保連 中谷労災闘争・

大阪中央

申請より一年二ヶ月

ついに労災認定に

九月二七日、際に精神的ストレスを主と

中央労基署は、した業務の過重性の立証が
大阪国保連労
組の元組合員
卒中死亡につ
中谷弘氏の脳

いて、ようやく労働災害と
しての認定を行なった。

昨年一二月の申請から丸
九ヵ月、災害発生から一年
二ヵ月にわたる労組のねば
り強いとりくみが実を結ん

非常に困難であり、業務外
の結果に終つたことと併せ
て考へると、今回のケース

ではこの点を正当に署に認めさせることができ、事務
系労働者の循環器疾病につ
いてのとりくみの大きな足
場を作ることができたと判
断できる。

だといえる。また、以前日
放労の組合員であった野呂
氏の職業中死の認定闘争の

認定の理由として労基署
は、①発症の五七年七月に、
被災者の担当業務である歯
科セプト審査数が初回審

査、再審査ともにピークを示していること、②基礎疾病である高血圧症の増悪が、業務量の波と相関関係にあることを中心理由としてあげおり、組合、安全センターが当初より主張していたことを全面的に認めたことになる。しかし、認定までの道のりは決して平たんではなかつた。署は五月

(詳細は次号)

天王寺署もクモ膜下出血死の 労災認める

今年の七月七日に天王寺労基署に労災申請していた結婚式場フロントの女性労働者のクモ膜下出血による死亡について、去る十月六日、同署は業務上災害として認定した。申請は遺族を中心として安全センター、全金生野・東成ブロックの対天

段階で一度は業務の過重性を認めたものの、六月には「医学的立証が困難」と姿勢を変えた。しかし、その後の組合・総評東地協の署名活動、署交渉への大量動員などエネルギーッシュな行動によつて再び軌道修正させたものといえる。

王寺署闘争の間接的成果ともいえるだろう。

政側は「処分の撤回はできぬ」とつづねたものの、早急に権利回復することを認めた。处分の不十分性については、一定理解を示し、九月二二

奈良 グライダーエンジニアの振動障害

西署が「実質的権利回復」を約束

九月一六日、全金北条歯車支部、同港合同支部、安全センターの三者は、大阪西労基署との交渉を行い、北条支部の町氏の振動病治療が今年の三月二十五日付で一方的に治ゆとして打切られたことに対し、早急に権利回復するよう要求した。

生の協力で八月段階に健診を受けたが、九月上旬になって、管理区分C₂にて入院治療に務めており、同病院での検査でも明らかに異常値が示されているにもかかわらず、七月になつて突如三月にさかのぼつて打切られたものである。組合ではこれを不当として、その撤回を求め、西署との交渉を行うとともに、九月六日には大阪労災審査官に對して不服申請を行つていった。同氏は奈良医大公衆衛館において安全センター結成十周年記念祝賀会が開催された。一〇〇名を越える参加者が、京都大学で一九七三年に産声をあげて以来の歴史をふり返り、今後の更なる発展を期した。

当日は、来賓として全林野、市徳、全港湾、全金ながま、奈良医大など大学関係者の出席もあり、多彩な交渉に提出して、被災者頗ぶれとなつた。中でも、京大の佐藤教授は、安全セ

大阪

セントラ設立10周年パーティー 100名越える参加者で盛大に開催

ンター組織化の最初の呼びかけ人でもあり、当時のことを感慨深く話された。また、途中弁護士の上坂先生もかけつけられ、少し高めのトーンでの激励があり会場を盛り上げた。後半にはものまね、さらまわしなど

全 口

放射線被ばく限度緩和

反対運動進む!!

原水禁が署名運動

放射線下作業にたすべきする労働者の被ばく線量の限度を大幅に緩和する放射線審議会の報告に対する反対運動が進んでいる。

原水禁は、改訂のための作業を進めている科学技術庁にあてた署名運動を開いている。全国金属労組では去る八月末の大会の絶対反対の決議をうけて、十月末をメドに科技庁、労働省への申し出を行う予定となつていて。また、物理学会等、専門家の間でも基準緩和問題に関する議論があり、あがりつつあり、この方面

での動きも注目される。

この改訂は、関係法令の改訂にストレートにつながるものであるが、例えば個

人測定について、年間一・五レムをこえるものに限定するなど、現行の労災認定基準（年〇・五ミリレム以上）の被ばくといいうラインがひかれている）とまったく矛盾するものとなつていて。

今度、そうした労災職業病の問題としてのとりくみを高めが必要となるだ

ろう。

②労使協定等の現在すでに題として、①実態の把握、明らかにされている組合の対応策の検討、③新たな資料、情報等の整理があげられた。また、健康破壊の内容として、VDT障害、ボット災害、精神衛生に関する問題に大きくわけ、なかも、多くの職場で問題になつていてVDT障害を重視していくことになった。

研究会は今後月一回で一年間をメドに学習会方式で進めていくが、最終的な目標として、対策マニュアルパンフ作りを目指すことに要となつてきている現状かなつてしている。読者諸氏の参加と各職場の情報提供をお願いしたい。

大 阪

「VDT障害などとり組み課題決める 研究会がスタート」

九月九日、安全センターの専門部の一つとして「コンピュータ労働と安全衛生」の健康破壊への対応策が必要となるべき現状から、安全センターとしても新たな課題としてとりくみ

安全センター労災問題講座

前期盛況に続き

9/22 後期がスタート

整理された内容をめざして
きたが、六月二二日からス
タートした前期一医療編に
は、一期、二期とは顔ぶれ
の違う労組、団体から三三
二名の参加があり、七月二
七日に終えた。

後期一運動編においては、
三期からは前期一医療編と
後期一運動編に分け、より
労働組合における安全・労
働問題のとりくみなどをとりあげ、よ
り実践的な内容にしていく
予定である。

九月二二日、大阪労働金
庫(森ノ宮)において、安全
センター労災職業病闘争講
座の後期一運動編を開幕し
た。当日は、山林労働者の
振動病をあつかった八ミリ
映画「この痛みを知れ」を
上映し、その後、全林野大
阪地本の金銅正夫氏より振
動病の実態、そしてその闘
いの報告をうけた。

この労職闘争講座は、安
全・労災職業病問題の各職
場・地域におけるとりくみ
を強化、拡大していくこと
をめざし、八一年より開始
したものである。今回の第一
回一職卒中・心臓病は、夕
九月七日に行われた第一
回一職卒中・心臓病は、夕
暮れに終了した。

初めての地域講座

三回一二〇名の参加で成功

全金生野・東成ブロック

第三回学習会の終了後、事務局担当者どうして反省会が行われ、地域学習会を

機に、ブロック内で安全・労災問題に対するとりくみを強化すること、関西労働者の安全センターの運動に積極的に参加していくことが確認された。

労災職業病闘争の意義と実
務も三〇名以上が参加し、
様々な質問が出され、毎回

地区評議会

「歯と健保」学習会

ビッセキヤマ
南大阪

前歯欠損の労災適用などに課題

九月七日、南大阪地区評議会ある「歯科治療」については、港区弁天町の区民ホールにおいて「歯の治療と健保問題」をテーマとした学習会を開催し、約100名の労働者が参加した。これは地区評が昨年来行っている労災講座の一環で、「脳卒中・循環器」「腰痛」に続く三回目の企画である。

関西安全センター、同地区評のあいさつに続いて、衆院大阪二区に立候補予定の左近正男氏が演壇に立ち、健保法改悪問題を中心として講演、労働者の団結を訴えられた。メインテーマで

ある「歯科治療」については、松浦診療所歯科の渡辺医師が講師となり、歯槽膿漏の発生メカニズムと予防対策、そして、治療における労働者が参加した。これ

く活発に行われたが、労災事故で前歯を欠損した場合、ガン中毒の初期症状を切りば保険適用に大きな制限があり、不合理であるとの指摘が港湾労働者よりあり、安全センターとしてもとりくみの必要性を痛感した。

当日の会議では、①新認定要件の背景であると思われる専門家会議の報告書（五六六年六月）の入手に努めること、②産衛学会との話し合いを来る十月三一日に東京にて行うこと、③マンガン中毒被災者の相互交流強化のため、今後交流紙を発行していくことなどを決めた。

十月一日、大阪市港区の松浦診療所において、マンガン中毒被災者団体を中心として、労働省基発二号（植田マンガン、元辻中鉱業今年一月五日に出たもの）従業員被災者団体など十一

る保険適用の困難性と法改正の必要性を訴えた。

講演後の質問も從来になく活発に行われたが、労災事故で前歯を欠損した場合、ガン中毒の初期症状を切りば保険適用に大きな制限があり、不合理であるとの指摘が港湾労働者よりあり、安全センターとしてもとりくみの必要性を痛感した。

团体の連名によって、労働省、産衛学会両者に対して要望書を提出しているが、主な問題点としては、マン

大阪

ゼタニン酸中毒訴訟

20余名の傍聴の中で

主治医の主尋問

十月三日、タンニン酸中毒で肝障害をおこし、会社を相手どつて損害賠償を請求してきた。筆裁判では、主治医の有馬医師の主尋問が行われ、いよいよ山場にさしかかった。

法廷の開かれた大阪地裁判所には、阪南労災被災者の会、阪南中央病院労組等20名余りの傍聴人がつめかけ、有馬医師の証人尋問を見守った。これまで会社側は、筆氏は酒飲みでアルコールによる肝炎になつたとか、筆さんが最初に肝炎をおこした

時にはタンニン酸は使用しないなかつたとか、証拠が

アルコール性でないことを立証し、筆氏の肝炎が

（月）午後三時、大阪地裁六〇八号法廷。

タニン酸に毒性のあることを立証し、筆の肝炎がアルコール性でないことを立証し、筆氏の肝炎が

（月）午後三時、大阪地裁六〇八号法廷。 次回法廷、十二月十二日

外国人の文献をもとにして

するものであつた。

批判し、会社のうそを暴露するものであつた。

論を許さない明確な証言が行われた。

次回は、有馬医師に対する反対尋問が行われる予定である。

大阪

針灸學習会オ九期が終る

約40名の高修了率

第九期労働者針灸学習会が、九月二九日の修了式で全日程を終了した。今期の學習会修了者は三九名となり、例年の學習会に比べられました。

その他の労働者針灸学習会が、九月二九日の修了式で全日程を終了した。今期の學習会修了者は三九名となり、例年の學習会に比べても修了率が高く、受講者の中でも延べ三〇名をこえているが、

その後、職場での活動にどのような方法で生かせているか、また生かせていないのかが、それほど明らかになつておらず、今後は、そうした経験の交流などの活動が期待されよう。

来期はいよいよ十期となるが、これまでを整理した

各職場への拡がりも印象づけられた。

東大阪

塗装工のギックリ腰

元請企業の証明なくとも

申請を受けつけ

七月七日、建設塗装工の石川さんは、二階建ビルの屋上にとりつけてある看板の塗装工事に出かけたが、ペンキ缶(二十五kg)などを口

一升で屋上に上げる際ギックリ腰をおこした。近くの病院で診察をうけたところ、ツイ間板ヘルニアと診断され、入院治療することにな

いわれ、事業主は「前から腰痛症があつて労災ではな

い」と全く非協力的な態度であつた。知り合いを通じて安全センターに相談があり、東大阪労基署で元請企業の証

った。

早速、家族が労災申請をつけさせた。

明なしても労災申請をうけつけさせた。

主治医は、七月七日以前

の腰痛と以後の腰痛は明らかに異なつており、災害性

労基署も早急に結論を出し

かに異なつており、災害性の腰痛であることは明白でないと述べており、東大阪

労基署も早急に結論を出し

かに異なつており、災害性

八・九月の新聞記録

八・六

土木作業員、日射病による急性心不全死、この日の最高気温三七度(守口)

工場の従業員三五人が社内食で食中毒三人入院(摂津)

八・九

神戸製鋼所が昭和六〇年度末までに三千人の合理化を実施することを発表

郵便局員が非番日にタクシー会社に勤務し交通事故で死亡(和歌山)

阪神高速道路(大坂堺線)から発生する超低周波が原因で沿線住民に健康障害がでていることを報告(和歌山県立医大衛生学教室)

八・一七

企業の六割にME機器が導入され、雇用等に影響がでつつあることを報告(労働省)

八・一九

名古屋の地下鉄構内で火事、消防士二人がス中毒死

八・二三

ノイローゼなど精神性疾患で病休処分となることを報告(和歌山県立医大衛生学教室)

べ千人(文部省調査)

八・二九

家島(兵庫)にある造船所でガス溶接作業中に爆発事故、作業員五人死傷

九・一三

昨年死者六人を出したダイセル化学工業爆発事故で大阪府警は人災を認め工場長ら六人を送検

九・一

「日本シェーリング」(西淀川)の従業員が争つて争つていた裁判で原告側勝訴(大阪地裁)

九・一七

「ネッスル」の女子社員が転勤拒否による会社の嫌がらせの禁止を求めた仮処分申請で神戸地裁は同社員の主張を全面的に認め

九・一三

貨物船内で清掃作業中の作業員三人が酸欠死(神戸)

九・五

此花区にある塩酸貯蔵用タンクから塩酸が噴出し出動した消防士一人中毒

九・二九

兵庫にある碎石現場で豪雨のため土砂が崩れ作業員ら八人行方不明

九・三〇

国道修理中路肩が崩れ作業員三人死傷(西宮)

関電社員による会社批判ビラの配布に対する懲戒をめぐる上告審で原告社員の訴えを棄却(最高裁)

183 全国フィールド合宿をふり返って

冷夏に思わず空を見上げた昨年とはうつてかわって、連日猛暑が続いた今年の夏—南大阪、尼崎、奈良、高知、大分、関東の全国五地域において、第二回目の全国フィールド合宿が行なわれました。各地のフィールドには、医学生を中心に十九大学百名をこえる参加者が得られました。一口に「全国」フィールドといつても、それぞれフィールドの場は都市

から農山村まで様々であり、訪れた

加わり、内容も昨年より一層、豊富

でした。

職場も、機械工場、港湾、運送業、

で多様なものとなりました。

さらに採石場、樹木伐採現場、と殺

二日間のフィールド活動は、一班

場、障害者リハビリ施設などなど、

七～八人づつ五班に分れて、職場見

非常に広い分野にわたりました。ま

学、体験労働、労働者との交流を行

ず、今回のフィールド合宿が、これ

ました。炎天下での米運びや港

らの職場で働く労働者と、彼らと共に

湾荷役作業、また夜中のトンネル内

に医療活動を展開している医療機関

での保線作業など厳しい労働現場を

の全面的な協力の下に成功をおさめ

ました。目前にして、いかにこれまで社会の

たという点を感謝した上で、それぞ

一面しか見えていなかつたか、と自

れの報告をしてゆきたいと思います。

己をふり返った学生も多いと思いま

す。それにしても、作業現場のトイ

レの鏡を前にして、借りたヘルメッ

トのかぶりつぶりが、どうしても不

似合いなのには如何ともし難いもの

二〇日から四日間、大阪港湾労働福

祉センターを宿舎にして行なわれま

した。班別のフィールド活動、およ

び全港湾関西地本書記長の平坂氏の

講演他二つの講演、松浦診療所健診

部、関西労働者安全センター、全港

奈良十津川フィールドは、チエン

ソーラー、草刈機を用いる山林労働者に

多発する振動病をテーマとして、三

生協を中心として尼崎フィールドが

泊四日のスケジュールで行なわれま

南大阪・尼崎

奈良



奈良盆地を車で一路南下し、吉野

杉の林立する山々をぬうように走る

こと三時間、林業の村、十津川に到

着。まず振動病自体についての学習

会、二日目以降は、伐採現場の見学

環境測定、患者会との交流、村立診

療所での振動病治療の見学、民有林

労働者、国有林労働者双方からの講

演、村行政側からの話など、非常に

盛りだくさんの内容でした。伐採現

場は急しゅんな斜面にありました。

動いているのはいかにも人の良さそ

うな中年の労働者一人だけで、山の

所有者から親方が請負った仕事をも

らつて動いているとのこと。人々

実際にチエンソーを使わせてもらつ

たりしましたが、その労働者に対し

ては、ただ邪魔をしただけの結果になつてしましました。

関東

関東（神奈川）フイールドは、横浜の港町診療所の協力を得て、心身障害児（者）リハビリ施設、と殺場の労働者との交流を軸に行なわれました。施設労働者からは、職場での腰痛、頸肩腕障害の多発、さらにその事実と障害者に必要な十分な介護との間に存在する現実の矛盾が語られました。と殺場では、労組の人的話の後、職場見学、それもてつきり見るだけかと思っていたところ、実際に大きな牛の皮はきなど、予想外の体験労働までさせてもらいました。

大分

大分フイールドは、三日間にわた

り、大分診療所、へつき病院をベースにくり広げられました。今回参加者の中で好評だったのは職業病、特にじん肺についてのケーススタディで、ほとんど典型的ともいえる症状を呈する人たちが、まだまだ自分でも労災であることを自覚せず、埋もてている事実には驚かざるをえませんでした。また、地域回診に同行することで、農村地域医療の一面向いくらか触れることができました。

高知

全国フイールド合宿の最後を飾る高知フイールドは、八月中旬、六日間にわたり、四国勤労病院を拠点に行なされました。昨年は振動病に焦点をしぼったフイールドでしたが、今年はそれに加え、じん肺をテーマに石灰石の切り出し現場の見学が設定されました。また、もう一つの柱として、出稼ぎに出で盆に帰省して

いる人々を対象にした、じん肺、振動病に関するアンケート調査がありました。調査は、公民館や集会所を借りて行なったのですが、当日に高校野球の高知商業の試合があつたり祭りがあつたりで、出足は鈍く、こちらから自宅をうかがって話を聞いたりしました。今年の調査ではまだばく然としたものをつかんだに過ぎません。来年以降も継続してゆけたらと思います。

すべてのフイールド合宿を終えて早や一月余り。そこで見たり、感じたりしたものが各人の中にそのままの形で残っていると言えば、やはりウソになるでしょうが、少なからず我々の一人々の中で、何かの芽生え抜がりへと結びついていったと思ひます。

最後に、もう一度、フイールド合宿成功のため、力を貸して下さったすべての方々に心から感謝して、報告を終ります。

昭和50年10月29日

第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

10月号（通巻114号）昭和58年10月10日発行

（毎月1回10日発行）

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。

近隣地区及びまとめて取扱つていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれでも結構です。

●料金表

部数	料金(年額)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金(月額)
5部	500円
6部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 1923154-013

（但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28